

広報

とよおか



今年もよろしくお願いします!

ずっと ふるさと、もっと とよおか。

1

平成31年

月号

村長年頭あいさつ	2ページ	笑顔きらきら子育てひろばです	17ページ
おしらせ宅配便	4ページ	こちら消防団です！！	18ページ
こんにちは農業委員会です	13ページ	だいち便り	19ページ
フォトリポート	14ページ	くらしの情報	20ページ



オープン当初の道の駅



村長 下平喜隆

新年ごあいさつ

村民の皆様、新年明けましておめでとうございます。村民の皆様方に日頃より豊丘村政の推進にあたり、それをお立場から、ご理解、ご協力、ご支援いただいていることに対しまして、心より御礼申し上げます。

早いもので、村長の仕事に就かせていただいてから8回目の正月を迎えることが出来ました。

さて、昨年を振り返って見ますと、日本列島各地が、たびたび台風や気圧配置に起因する大雨や、暴風に見舞われました。さらには北海道胆振地震も大雨の後を追うように発生し、湿つて崩れやすくなっていた山々が、いたるところで崩落し、大変な被害がもたらされました。

また、夏場には、災害並みと言われる猛暑を伴つた高気圧が、二重、三重に、日本列島を包み込みました。

経験の無いほどの猛暑日の連続の中、豊丘を代表する秋の味覚、松茸の

収穫への影響を心配された方も多数いらっしゃったかと思われます。

結果的には、伊勢湾台風並みと言わても伊那谷に近づく頃には勢力が弱まつたり、コースが微妙にそれたりして、良いころ、十分に供給されました。

そのため昨年の松茸の収穫量は、近年まれにみるほどの大豊作となりました。お陰様で、昨年の大凶作の影響で発送できなかつた、ふるさと納税のお礼品の800口も無事発送でき、さらには本年度分として630口ほど新たに発送することが出来ました。そのため本年度はふるさと納税の総額が6億円の後半には達する見込みです。大半の市町村がふるさと納税の恩恵を受けおらず、その運用に疑義を唱える行政体もあるわけですが、政府が地方の衰退は、明治以降、特に東京への人口の一極集中が、今の地方の衰退を招いたとの分析の中、地方から集まつた優秀な人材が納める税金を地方に戻しました。

まさに五穀豊穣、無病息災を祝い、祈念する豊穫の秋となつたことに、心からの喜びが湧いてまいりました。

一期八年目の新年を迎えて

道の駅「南信州とよおかマルシェ」がオープンしてから8ヶ月が過ぎました。オープン時は5月のゴールデンウイークと重なつたため、大混雑で、村民の皆様へは大変ご迷惑をお掛けしました。7月の上旬からは桃狩り観光で8月の下旬まで大型バスが、多い日で20台以上も来場し、今までの豊丘村では見ることのなかつた風景が、道の駅と共に林里に出現しました。

また、9月の下旬からは、豊作の松茸が大量に道の駅の農産物直売所にも並び、豊丘の強みである、ぶどうや梨、りんごの品ぞろえも充実し始めると、特産品の松茸目当ての県外客や、地元のお客様もあいまつて、直売所では、オープン時に匹敵するような売り上げを記録しました。もちろんレストランやティックアウトコーナーも来客数に応じた成果を上げることが出来ました。

豊丘村始まって以来の道の駅とよおかマルシェ。第三セクターとは言え、民間と同じ食品の小売業、レストランのサービス業です。つまり、株式会社として村民の皆様から出資を頂いている以上、黒字の経営をすることが求められています。しかし、小さな拠点としての総務省の補助金や中山間地域所補助金を受けながら、農業所得の向上

を図り、遊休農地の広がりを防ぐ、さらには健康寿命を延伸する為に、出荷者や道の駅の利用客を増やし、今までの豊丘村に無かつた、村民の皆様が集い、語り合える場所、つまりは、豊丘村の、経済、文化、コミュニティーの中心地としての機能をとよおかマルシェに備え、来たるべきリニア新時代への最初の布石とする、という二つの大きな命題を抱えてのスタートとなりました。

そもそもが初めてのプロジェクトを、40人以上の、パート、アルバイトを主力に、地域おこし協力隊員や、少數の常勤役員・社員だけで立ち上げて、いるので、内部的には様々な問題や、軋轢、また関連する村民の方や、関係者からのご心配や、批判、注文も数限りなくあります。

そのような中で、とよおかマルシェの立ち上げに、3年8か月、陣頭指揮を執つて頂いてきた前支配人が、体調を崩して余儀なく退職に至りました。

上司として痛恨の極みです。

二度と同じ過ちを繰り返すことのないよう、12月からは、このとよおかマルシェの建設段階から前支配人と共に関わってきた、前商工林務係長を支

配人として出向させることとしました。

近い将来にはマルシェが出来たことによる様々な可能性、さらにはだいち

全国的な話題になつてている学校へのエアコン設置についてですが、すでに豊丘村の中学校のエアコンは昨年の夏季も猛暑は夏休み前が暑さの本番でした。そのため春休みまでになんとか設置できないものかと国の補助金を探る中で、新しくエアコンを設置するための臨時交付金が創設されましたので、今年の夏に備えて春休みまでに南北両小学校の普通教室全室に設置工事が出来るよう議会の議決を頂きました。

村の子ども達には、暑い夏も快適に過ごせる環境が整います。それぞれに頑張つていただきたいものです。

結びとなりますと、村民の皆様方の今年のご健勝、ご多幸を祈念し、さらには道の駅「南信州とよおかマルシェ」へのさらなる声援をお願いして新年の挨拶とさせていただきます。

平成31(2019)年度 村税・使用料等の納入日・口座振替日・納期限について

確定申告、村・県民税の申告の準備を

税務会計課 税務係 H35-9051

所得税の確定申告と村・県民税の申告には、さまざまな準備が必要になります。期限内に正しい申告ができるよう事前に準備をお願いします。申告相談の日程などについては、来月号でお知らせします。

■営業や農業などの収入・経費の計算

所得金額の計算は、収入金額から必要経費を差し引いて計算する収支計算で行います。

収支計算では、必要経費を項目（科目）ごとに分類して計算することになりますので、日頃から領収書等を項目（科目）ごとに区分して保存とともに、帳簿等への記帳も心掛けてください。帳簿等へ記帳することにより、決算（申告）時の計算がスムーズに行えるほか、必要経費の計上漏れ等を防ぐこともできます。

※昨年農業所得を申告された方には、12月下旬に月々の収入金額や必要経費を記録する用紙「月別収支計算表」を役場から送付しますのでご利用ください。

※減価償却費の計算が困難な場合は、申告相談の時に役場職員が計算します。10万円以上の資産（機具等）を購入された方は、種類や購入年月日・購入金額がわかるようにしてください。

■源泉徴収票や収入のわかる書類の用意

給与収入がある方は事業所から発行される源泉徴収票を、また年金収入がある方は日本年金機構等から発行される源泉徴収票をご用意ください。

■支払証明書等、控除に必要な書類の用意

平成30年1月1日から12月31日に納めた国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などは社会保険料控除を受けることができます。支払証明書が必要な方は、役場税務係までお問い合わせください。（役場会場で確定申告をされる方は、証明書は不要です）

また、国民年金保険料を申告する場合は、日本年金機構から送付される「控除証明書」が必要になります。

このほか、生命保険料控除や地震保険料控除をされる方は、保険会社から送付される証明書をご用意ください。寄附金控除には、寄附金の支払に対する領収書、または証明書が必要になります。

尚、ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方でも、他の控除を受けるために確定申告をする場合はあわせて寄附金控除の申告が必要になりますので、ご注意ください。

■医療費控除を受ける場合、医療費の集計

本人または生計を一にする家族が病気やけがの治療を受けて、1年間におおむね10万円を超えて医療費を支払ったときには所得控除を受けることができます。支払った医療費の領収書が必要ですので、治療を受けた人ごと、病院ごとに整理し計算しておきましょう。但し、生命保険の医療保険金、入院費給付金、健康保険の高額療養費、福祉医療費、出産育児一時金などは補てんされる金額として支払金額から差し引きます。

▽控除の対象になるもの

- ・医師・歯科医師に支払った診療費、治療費
- ・治療、療養のために必要な医薬品の購入費
- ・病院、診療所、助産所などへ支払った入院費など
- ・治療のためのあんま、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費
- ・在宅療養等の居宅サービス、介護保険サービス費用の医療費分
- ・主治医の証明を受けた介護用おむつ費用
- ・通院のために利用した電車やバスなど公共交通機関の交通費

▽控除の対象にならないもの

- ・健康診断の費用（診断の結果、病気が見つかり治療に至った場合は対象になります）
- ・診断書の作成費用
- ・美容整形の費用
- ・美容のための歯科矯正
- ・疾病予防、健康増進のための医薬品
- ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金
- ・予防接種の費用
- ・近視や遠視のメガネ代、コンタクトレンズ代
- ・介護用品のレンタル代

※上記は代表的な例です。ご不明な点は、税務署または役場税務係へお問い合わせください。

なお、平成29年度から医療費控除を申告する際の領収書の添付が不要となりました。「誰が」「どこの医療機関で」「いくら払ったか」を一覧表にした明細書を使用しますので、控除を受ける方は明細書の作成をお願いいたします。また、領収書の添付は必要ありませんが、各自で5年間保存をし、税務署から提示を求められた際に提示できるようにしておかなくてはなりません。

月	納入日	口座振替日	納期限	再振替日
4月	4月25日（木）	4月23日（火）	5月7日（火）	5月10日（金）
5月	5月28日（火）	5月27日（月）	5月31日（金）	6月7日（金）
6月	6月26日（水）	6月27日（木）	7月1日（月）	7月8日（月）
7月	7月30日（火）	7月29日（月）	7月31日（水）	8月7日（水）
8月	8月28日（水）	8月27日（火）	9月2日（月）	9月9日（月）
9月	9月26日（木）	9月27日（金）	9月30日（月）	10月8日（火）
10月	10月29日（火）	10月28日（月）	10月31日（木）	11月7日（木）
11月	11月27日（水）	11月27日（水）	12月2日（月）	12月9日（月）
12月	12月26日（木）	12月25日（水）	12月25日（水）	1月10日（金）
1月	1月28日（火）	1月27日（月）	1月31日（金）	2月7日（金）
2月	2月26日（水）	2月27日（木）	3月2日（月）	3月9日（月）
3月	3月26日（木）	3月27日（金）	3月31日（火）	4月7日（火）

現時点での祝日・休日に例年と
限を以下のとおり計画しまし
たのでお知らせします。
平成31（2019）年度の
座振替日（定期・再振・納期
・使用料等の納入日・口
税の納入日と同日）
年度は

部分
納税者の皆様には大変ご迷
す。【表中、太字で記載した
から、口座振替日・納期限を
大きく異なる部分があること
て設定している月があります
基本の日程から大幅にずらし
だ。】
お問い合わせください。

惑をおかけし申し訳ございま
せんが、改元に伴う法改正・
暦の設定に関わってのやむを得
ない措置となりますので、ご理解ください。ご理解ください。よろしくお願いいたします。

ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ

ふるさと納税のワンストップ特例申請用紙の提出期限は2019年1月10日（必着）です！

ふるさと納税ワンストップ特例を行っても、下記に該当する方はふるさと納税の寄付金に係る確定申告が必要です。

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告又は住民税申告をする予定がある。
※改めて、ふるさと納税寄付金控除として寄付金分を申告する必要があります。
- ・6団体以上にふるさと納税ワンストップ特例を申請した。
※6回以上の寄付でも、寄付先が5団体以内であればふるさと納税ワンストップ特例の対象です。
- ・複数回の寄付を行い、すべてについてふるさと納税ワンストップ特例を適用したいが、寄付毎に特例のための申請を行っていない。
- ・寄付をした翌年の1月1日の現住所が申請書に記載された市町村ではなくなったが、その後変更の届出を行っていない。

平成31年 申告相談日程・会場（地区別）					
月	日	曜	会 場	割当地区	
				午前(9:00~12:00)	午後(1:00~4:00)
2	20	水	堀越区民会館	胡芝・西部・中宮	上垣外・駒沢・東菖蒲ヶ沢・堂平
2	21	木	佐原区民会館	上佐原・長沢	下佐原・笹久保
2	22	金	壬生沢福島集落拠点施設	壬生沢西・壬生沢東 壬生沢南・壬生沢北	寺島一・寺島二 本村・千駄木・奥内
2	23	土			
2	24	日			
2	25	月	豊丘村役場	滝川・市ノ沢	筏・柄山日影
2	26	火	豊丘村役場	北垣外・八王子	寺垣外・中部二
2	27	水	豊丘村役場	中部三・中部	地蔵道
2	28	木	豊丘村役場	中芝	中平
3	1	金	豊丘村役場	予備日	
3	2	土			
3	3	日	豊丘村役場	平日の申告が困難な方	
3	4	月	豊丘村役場	柿外土	北市場一
3	5	火	豊丘村役場	城・山田	北市場二
3	6	水	豊丘村役場	北村	北市場三 豊丘団地
3	7	木	豊丘村役場	南市場	林原・木門
3	8	金	豊丘村役場	林里一	林里二
3	9	土			
3	10	日			
3	11	月	豊丘村役場	北入・上村	上市場・古畑 吉瀬
3	12	火	豊丘村役場	下市場	伴野原・大柏
3	13	水	豊丘村役場	小園	
3	14	木	豊丘村役場	予備日	
3	15	金	豊丘村役場	予備日	

※ 割当日時に都合の悪い方は、どの会場にお出かけいただいても結構です。
 ※ 3月3日（日）の申告相談は午前中のみ行います。混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお出かけください。

確定申告書は自宅等で作成し郵送で提出することもできます

申告書の作成は 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください
 作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、確定申告会場に行かなくても郵送等で提出することができます。
 ※プリントがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です。
 ※e-Taxのご利用に関しては、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダライタの購入など事前の準備が必要です。

■お問い合わせ 飯田税務署 ☎22-1165

国民健康保険税等の社会保険料控除について

■セルフメディケーション税制（スイッチOTC薬の医薬品控除の特例）

健康の維持増進及び疾病の予防のため一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除するセルフメディケーション税制が始まりました。

●一定の取り組みとは？

特定健康診断、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診を意味します。確定申告では、この取り組みを行ったことを証明する医師や保険者からの領収書等が必要です。

●スイッチOTC薬とは？

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品のことを指します。ほぼすべてのドラッグストアで、商品購入の際に見分けがつくように、何らかのしるしがレシートに記載されています。（記載方法はドラッグストアにより異なります。）

●確定申告で控除とするにはどうしたらよいか？

上記の一定の取り組みを行ったことを証明する書類、金額をまとめたスイッチOTC薬の該当レシートをご持参ください。

なお、セルフメディケーション税制は従来の医療費控除とは併用して受けることができませんので、お含みおきください。

「e-Tax」をご利用ください

「e-Tax」国税電子申告システム・納税システムは、インターネットを利用して自宅から所得税などの申告や各種申請・届出の手続きができる便利なシステムです。「e-Tax」の利用には、事前に電子証明書付きの住民基本台帳カード、または個人番号カードが必要になります。

個人番号カードは、平成27年11月にマイナンバーの通知とともに郵送された「個人番号カード交付申請書」により申請を行っていただき、本人確認のうえ役場窓口で交付します。また、住所が変わった、結婚などにより氏名が変わった方は、先に配布された申請書が使用できなくなるため、役場窓口で交付される新しい申請書が必要です。交付までに時間がかかりますので、使用される方は余裕をもって交付申請を行ってください。

尚、住民基本台帳カードに登録された電子証明書は、マイナンバーの導入に伴い、更新することができません。電子証明書の有効期限が満了する場合、新たに個人番号カードの交付申請を行い、取得した個人番号カードの電子証明書を「e-Tax」に再登録する必要があります。住民基本台帳カードの電子証明書が有効期限内であれば引き続きご利用いただけます。

詳しくは「e-Tax」ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp> 飯田税務署 ☎22-1165

記帳・帳簿等の保存が義務付けられています

平成26年1月から、事業所得（農業・営業など）、不動産所得、山林所得のあるすべての方は、事業に関する収入や支出を帳簿に記載することと、帳簿や領収書などの資料を保存することが義務づけられました。（所得税及び復興特別所得税の申告がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象になります）

○帳簿の記帳・・・・・・・収入金額や経費について、年月日・売上先・仕入先・相手方の名称・金額などを記載します。様式については特に定めはありません。

○保存が必要な書類・・・・・・・収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や、受け取った請求書・領収書など

【帳簿・書類の保存期間】

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関する請求書・納品書・送り状・領収書などの書類	5年

国民年金に加入している旨さまへ 平成31年4月から産前産後期間の国民年金 保険料が免除となります

■免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合には、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

■産前産後期間の取扱い
産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

■対象者

「国民年金第1号被保険者」

で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出ください。
※ただし、届出ができるの

は平成31年4月からです。

■届出先

お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口（豊丘村・総合窓口）

は平成31年4月1日

■施行日

平成31年4月1日

■必要な添付書類

● 出産前に届出する場合は、母子健康手帳など
● 出産後に届出する場合は、出産日の確認が市町村で確認できれば不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要。

マイナンバーカードを作りませんか？

「e-Tax」国税電子申告システム・納税システムで確定申告される方は、マイナンバーカードが必要です。（※

注）マイナンバーカード作成に

は発行申請後、3週間から1ヶ月の期間を要しますので、早めのお手続きをお勧めします。なお、住民基本台帳カードは「e-Tax」ではお使いいただくことはできませんのでマイナンバーカードへの移行をしてください。

カード発行についてご不明な点は役場窓口係までお問い合わせください。また、関連記事「e-Taxをご利用ください」（6頁）もあわせてご覧ください。

※注 平成30年分申告ではマイナンバーカードが不要な「ID・パスワード方式」がありますがご自分のマイナンバー（個人番号）の入力は必須です。

は発行申請後、3週間から1ヶ月の期間を要しますので、早めのお手続きをお勧めします。なお、住民基本台帳カードは「e-Tax」ではお使いいただくことはできませんのでマイナンバーカードへの移行をしてください。

■税務会計課 窓口係



税務会計課 窓口係
☎35-9059
ネットが便利 申告・納税 e-Tax

後期高齢者医療人間ドック受診料の補助について

平成30年度に受診した人間ドックの受診料のうち10,000円の補助を受けられます。

平成30年4月1日以後に、人間ドックを受けられ、補助の申請をしていない方は、役場まで申請をしてください。

①人間ドックの受診日に後期高齢者医療に加入している方
②保険料を滞納していない方
③同じ年度に特定健診を受診していない方

役場へ申請書を提出いただき、後日お支払いします。

申請書は役場にありますので、平成31年3月29日（金）までに下記の持ち物をお持ちいただき、役場へお越しください。

● 持ち物

- ①後期高齢者医療被保険者証
 - ②人間ドック受診料の領収書
- （原本）



健康福祉課 保健衛生係

☎35-9061

水道管凍結にご注意を!! 水道管の修理は、豊丘村指定給水装置工事事業者へ連絡してください。

水道にも冬じたくを

※3月29日までに人間ドックを受けられる方で、期限までに申請書類の一部が間に合わない場合には、事前に役場までご連絡ください。

（例）・病院への支払方法が口座振替のために、3月29日までに領収証が提出できない場合

・健診結果が3月29日までに間に合わない場合など

平成31年3月29日（金）まで

気温がマイナス4度以下になると、水道管が凍つたり、破裂する事故が多くなります。特に北向きのところ、屋外、風当たりの強いところは注意が必要です。むき出しになっている水道管は、発泡スチロール製の保温材などで保温してください。

自然に融けるのを待つか、凍った部分にタオルをかぶせりかけてください。急に熱湯をかけると水道管やじや口が破裂しますので注意してください。

万一破裂した場合は、栓を開めるなどの応急手当をして、豊丘村指定給水装置工事事業者へ連絡してください。



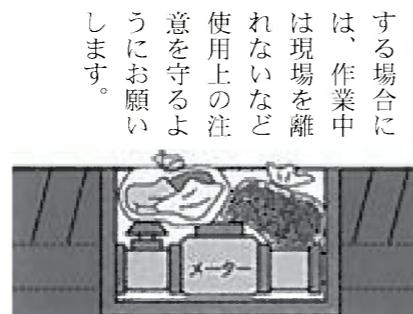
※タオルをあてるのは、余熱を利用するためです。

■ボックス内の保温

発泡スチロール製の保温材や布切れなどを濡れないようにビニール袋に詰めて、メータボックス内に入れてください。

■解氷器が原因と思われる事故が報道されています。解

年末年始の節水にご協力を



年末年始のご協力を

掃除や洗車、帰省客をお迎えしたりと、年末年始の水を多く使う時期を迎えます。この時期には水が不足しがちとなりますが、大掃除や洗車は早い時期に実施するなど、年末年始には節水に心がけてください。お願いします。



環境課 上下水道係

☎35-9058

年末年始における窓口業務についてお知らせ

12月29日土曜日から来年1月3日木曜日まで役場が年末年始の閉庁になり、役場窓口での戸籍謄本や住民票、印鑑証明、所得証明等の発行ができません。

各種証明が必要な方は、28日金曜日までにご準備をお願いいたします。

また、時間外交付サービスを利用される方も12月28日金曜日の業務時間内にお電話での手続きをお願いします。

なお、証明書等の発行を受けるには、本人確認のできる運転免許証などを必ずご持参ください。印鑑証明書が必要な方は、印鑑登録証もご持参ください。

婚姻届や死亡届などの戸籍の届出につきましては、通常通り宿日直が受け付けます。

みなさまのご理解、ご協力をお願いします。

税務会計課 窓口係 ☎35-9059

村道佐原線(県道→百体庚申)昼間全面通行止めに伴う通行規制について

産業建設課 土木係

☎ 35-9054

村道 佐原線 (県道→百体庚申)までの約100mが道路拡幅工事のため、左記のとおり通行規制を行います。また、大型車両につきましては、壬生沢線及び黒谷線をご利用いただきますようお願いします。長期間の迂回となります。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を願いいたします。

工事期間	平成30年12月10日(月)～平成31年3月29日(金)
工事箇所	佐原線 (県道～百体庚申)
工事内容	道路拡幅による2車線化
通行規制	8:30～17:00までの時間帯は、全面通行止めとなります。 迂回路は、南市場線をご利用ください。 大型車両は、壬生沢線及び黒谷線をご利用ください。 日曜日・祝日は、終日通行可能となります。
その他	12月29日(土)～1月6日(日)までは、終日通行可能となります。

【昼間全面通行止めに伴う車両迂回路について】

佐原線 道路改良工事 県道～百体庚申 [南市場1工区] [車両迂回路] -----



降雪時の道路管理にご理解とご協力をお願いします

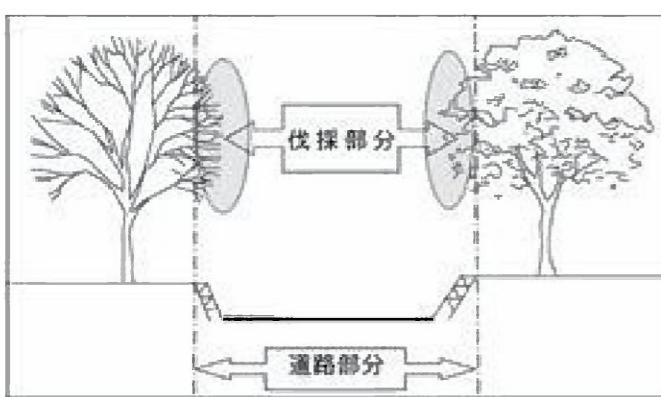
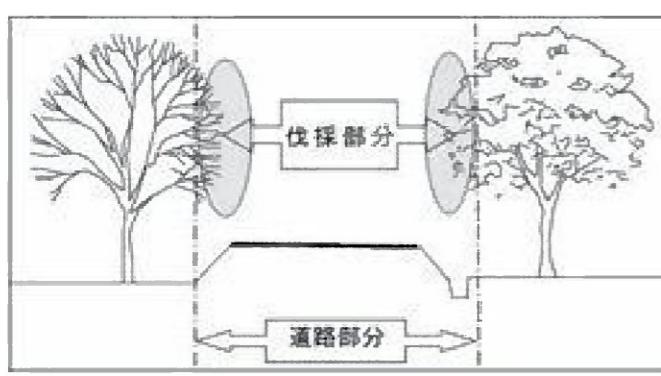
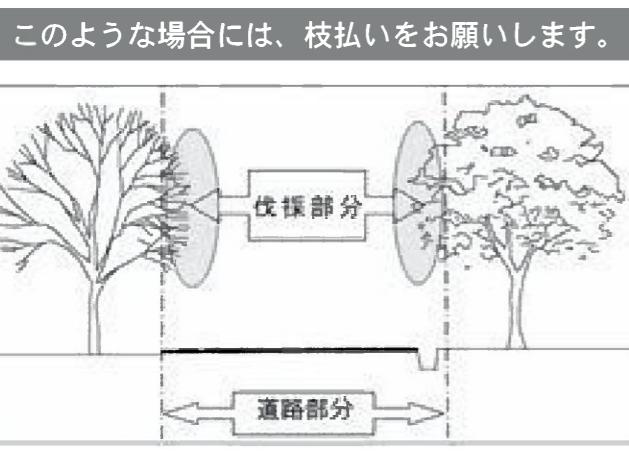
産業建設課 土木係
☎ 35-9054

これから本格的な降雪の時期となります。各ご家庭で雪かき作業をされると思いますが、玄関や庭先の雪を歩道や道路へ排出されますと、歩行者や車両の通行の妨げとなりますのでご遠慮ください。

また、相当量の積雪がありますのでご遠慮ください。また場合には、村内の指定路線に除雪作業車が出動します。積雪の状況や路線によっては、除雪作業車の雪が、ご家庭の出入口等に堆積してしまいます。ご迷惑をおかけしますが、皆様方のご理解とご協力をお願いします。



道路沿いの樹木の管理・剪定にご協力を!



産業建設課 土木係

☎ 35-9054

こんにちは

農業委員会 です

農業委員会事務局（産業建設課 農政係 ☎35-9056）

◆農地を転用する場合は手続きが必要です

農地を農地以外の用途に転用する場合は、農地法の許可申請または届出が必要です。許可なく転用した場合は「違反転用」になりますのでご注意ください。

農地転用とは

農地に住宅や倉庫を建築したり、駐車場や資材置場として利用するなど、農地を農地以外の目的で利用することです。一時的に利用する場合も転用になります。

農地転用許可制度の目的

食料供給の基盤である優良農地の確保と、農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導することを目的としています。

農地転用をするためには

農地を転用する場合は、原則として県知事の許可を受けなければなりません。許可を受ける場合は、農業委員会への許可申請が必要です。

違反転用に対する罰則

転用許可を受けないで農地転用を行った場合は農地法に違反することになり、以下のように厳しく罰せられます。

- (1) 農地等の権利取得の効力が生じない
- (2) 原状回復その他の違反行為の是正措置を命じられる
- (3) 罰則を適用（懲役または罰則）される

まずはご相談を

転用する場所や事業内容によって、許可基準および申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会へご相談ください。

◆農地情報

以下の農地で、耕作者（借り手）を探しています。

No.	農地所在	地 目	面積 (m ²)	備 考
1	北村（横山）	田	986	
2	北村（横山）	畠	2,000	りんご
3	木門	田	493	
4	木門	畠	1,200	
5	小園	田	731	
6	小園	畠	1,647	※No.5～7は隣接する農地です (No.7柿あり)
7	小園	畠	1,264	

※詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせ願います。

住み慣れた豊丘村で、いつまでも自分らしく暮らしていくために 介護予防に取り組みましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業（65歳以上の人を対象に、村が主体で行う介護予防のためのサービス）に含まれる、通所型サービス（通いの場）を詳しくご紹介させていただきます。

【 豊丘村社会福祉協議会 デイサービスセンター ほほえみ 】

- ◆利 用 日：月曜日～土曜日
- ◆利 用 時間：午前 9 時～午後 3 時30分
- ◆利 用 料 金：入浴なし 200円・入浴あり 250円 + 食事代 600円
- ◆場 所：デイサービスセンター ほほえみ（役場南側）
- ◆送 迎：自宅までの送迎を致します
- ◆1日の流れ：来所後、お茶

体温・血圧測定など健康状態の確認

- 入浴・お茶
- 脳トレ・体操・ゲーム
- 昼食・昼寝
- 検温後、レクリエーション
- お茶後、帰宅

◆スタッフより：

- ・デイサービスセンターほほえみは、明るく広々とした施設です。
- ・ゆったりとした大きなお風呂は魅力の一つです。スタッフがお体の状態を確認し、見守る中で安心して入浴いただけます。
- ・昼食は、手作りの温かく美味しい食事を提供しています。
- ・レクリエーションでは、歌・体操・脳トレ・工作などを行っています。
- ・年間を通して、お花見・もみじ狩りなどのバスハイクや夏祭り・忘年会・各団体演芸等を楽しんでいただいています。
- ～ 皆様、ぜひお出掛けください。～



参加してみませんか？

【12月の介護予防メニューのご案内】

「趣味を楽しむ会」 場所：介護予防拠点施設はづらつ

1月 9 日 (水) 午前 9 時30分～2 時間程度 カラオケ

1月 23 日 (水) 午後 1 時30分～2 時間程度 園碁ボール（ゆめあるてにて）

1月 30 日 (水) 午後 1 時30分～2 時間程度 おやつ作り（焼りんごケーキ・生チョコ）※要材料費

「予防教室あぐりかわの」 場所：温かサロンあぐり

1月 8 日 (火) なつかしの歌を唄う 午後 1 時30分～2 時間程度

1月 21 日 (月) 新年会（昼食会含む）午前11時30分～2 時間程度 ※要昼食代

お申込・お問合せ先 健康福祉課内 豊丘村地域包括支援センター ☎35-9064

フォト・リポート

11月・12月の出来事



第31回 豊丘村駅伝大会 13km の道のりを5人でタスキをつなぐ



今年で31回目となる豊丘村駅伝大会が11月23日に開かれました。今年は、通常の駅伝の部に加えてパフォーマンスランの部が設けられ、合わせて37チームがエントリーしました。

午前9時半、スタートの下平村長の合図でスタートすると、第1走者の皆さんと一緒に駆け出しました。今年は横浜ゴム前の道路が工事中のため、コースを一部変更して13・0kmの道のりを5人でタスキをつなぎました。参加者の皆さんには、澄み切った青空のもと、風を切るように疾走していました。

また、パフォーマンスランの部は、4kmの道のりを思い思いの仮装をして走り、駅伝大会に華を添えました。

ゴール後の会場では豚汁が無料提供され、冷えた体を温めています。

午前9時半、スタートの下平村長の合図でスタートすると、第1走者の皆さんと一緒に駆け出しました。今年は横浜ゴム前の道路が工事中のため、コースを一部変更して13・0kmの道のりを5人でタスキをつなぎました。参加者の皆さんには、澄み切った青空のもと、風を切るように疾走していました。

林原木門地区の第1回敬老祝賀会が11月18日の午前11時半から林原木門コミュニティセンターで開かれ、75歳以上の招待者ら50人余が出

席し、長寿を祝いました。

祝賀会は、式典と祝宴の2部構成で進められ、来賓祝辞では下平村長が関係者の労をねぎらいました。また招待者謝辞では、小池文男さんから健康長寿の秘訣が紹介されました。

祝宴には地元栗生産組合の提供を受けて炊きあげた栗おこわや、中国から嫁がれた奥さんたちの手作り水餃子などが配膳されました。また余興には、地元在住で津軽三味線師範の宮澤萬さん、声楽家でオペラ歌手の小石峯暁子さん、慈恵園職員と信大卒業生によるサクソフォン四重奏団が出演し、歌や演奏で会場を盛り上げました。

第1回 林原木門地区 敬老祝賀会

地区委員長の前野和敏さんによると、今年は初開催ということもあり、6月頃から地区の委員会で検討を重ね、8月には実行委員会を組織して、先進事例を参考にしながら準備にあたつたということです。

祝賀会は午後1時にお開きとなり、欠席者のお宅には実行委員によって記念品のタオルが届けられました。



資料館リニューアル特別展 古代の生活に思いを馳せる

資料館の考古学資料室のリニューアルを記念した特別展「豊かな丘の原始・古代展」が、11月18日～25日まで行われました。

教育委員会では、8月に県の「地域発元気づくり支援金」を活用し、考古学の専門家 酒井幸則さんの監修で、考古学資料室の整理や出土品の修復など大幅な改修を行いました。これにより、豊丘の出土品を中心にして、古代の人々の知恵や暮らしを感じられる展示内容となりました。ぜひ古代先祖の生活に思いを馳せてみてはいかがでしょうか。

北保育園 幼年消防火災訓練 消防団員と身近でふれ合う

北保育園では、消防第一分団と一緒に幼年消防火災訓練を11月15日に行いました。

火災が発生したとの想定で、消防団員が消防車で園に到着すると、さくら組の園児と団員が協力して、火点までのホースを延長しました。そして、団員とともに箇先を持ち、放水を体験しました。

訓練後は、消防車の前で団員と一緒に記念写真に納まりました。また、車両にも乗せてもらいました。

こうして訓練を頑張った園児たちは、表彰状と粗品が贈られました。

議会と語る会 定数と報酬について意見交換

豊丘村議会では「議会と語る会」を11月17日に保健センターで開き、定数と報酬について住民と意見を交わしました。

議会では議会改革検討委員会を設けて研究を重ねていますが、議員の意見は現状維持や改定で分かれています。そこで村民の声を聞きたいと企画されました。

4班に分かれて行われた意見交換では、住民の目線から様々な意見が出されていました。

議会では「非常に参考になった」としています。

日本酒「牡丹獅子」で乾杯 福島本村棚田オーナー収穫祭

福島本村の棚田オーナー収穫祭が11月24日に行われ、オーナー制度から生まれた日本酒「牡丹獅子」を味わいながら、今年の豊作を祝いました。

収穫祭には、オーナーと福島区民約60人が出席。労をねぎらって乾杯しました。今年度は収穫期に雨が続きオーナーによる稲刈りは出来ず、コンバインで収穫されました。

オーナーたちは手作りのお料理を肴に「あらばしり」の吟醸香と初々しい味わいを楽しんでいました。

5年目を終えたオーナー制度は来年以降も継続される予定です。



こんにちは! 笑顔 きらきら 子育て広場 です

◆とよおかまつりQキッズ王国◆

11月10日・11日に行われたとよおかまつり。だんQキッズ王国にもたくさんの親子の皆さんのが来てください、楽しい時間を過ごしていました。

《プラ板を使ってキーホルダー作り》



たくさんの方がキーホルダーを作りに来てくれました



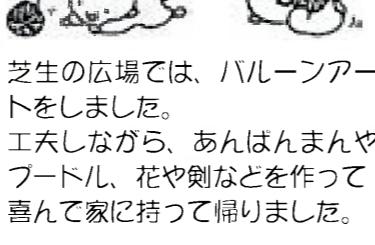
おばあちゃんからお孫さんまで
親子3代で楽しくお絵かき!



くるまやへんぎんとかわいい
キーホルダーができました



まつりの途中でほっと一息。子ども達が安心して遊べる広場
お家の方達も座ってゆっくりと時間を過ごしていました



芝生の広場では、バルーンアートをしました。
工夫しながら、あんばんまんや
ブードル、花や剣などを作って
喜んで家に持つて帰りました。



◆みんなで楽しくうんどうかいごっこ◆～特別企画～

子育て中の親子の皆さんのが仲良く触れ合い、応援し合い、楽しい雰囲気の中で「うんどうかいごっこ」をして体を動かしました。



車に乗ってゴー！ゴー！



くだものの木の出来上がり！



3歳の親子はバズルに挑戦！



うんどうかいごっこ最後はおがあさん達の「パンくい競争」
子どものおやつのパンを取ろうと張り切る母親の姿に、まわりの
おあさん方から「頑張れ～！」の声援がとんでもいました。
0歳から3歳までの親子で楽しい時間を共有できました。

子ども課
子育て支援係
子育て支援専門員 多田・仲宗根
(☎ 35-9078)

H30年度

子宮がん・乳がんの集団検診が始まります！

対象：子宮がん検診20歳以上・乳がん検診（マンモ）40歳以上

場所：下伊那厚生病院

時期：H31年1月～3月

お申込みいただいた方には12月中に通知をお送りしています。

お申込みをされていない方でご希望の方は、役場保健衛生係までお問い合わせください。

健康とよおか21

元気が
大好き♪

健康福祉課保健衛生係

(☎ 35-9061)

**2年に1回は乳がん検診を受けましょう。
乳がんは、唯一自分で発見できる可能性がある**
がんなので、自己触診にも取り組みましょう。
市町村検診で乳がんが発見された方のうち、
約7割の方にしこりなどの自覚症状がありました

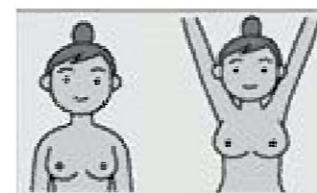
◆自己触診のタイミング

閉経前の方…月経終了後、1週間以内の乳房が柔らかい時期に行いましょう
閉経後の方…毎月一定の日を決めて行いましょう

◆自己触診の方法

①まずは「見てみる」

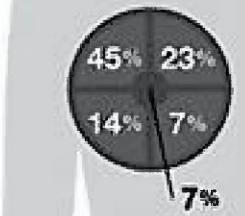
鏡の前で両腕を上げたり、下げたりして、乳房や乳首をよく観察しましょう



ポイント

- 乳房に ひきつれ、くぼみ、変色はないか
- 乳首が へこんだり、湿疹、ただれはないか

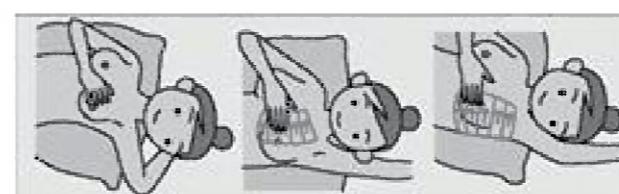
【乳がんの好発部位】



②次に「触ってみる」

仰向けに寝て、一方の手を頭の後ろにおきます。

もう一方の手の指をそろえ、指のひらで乳房を上から柔らかく押さえるように触れます。
内側半分と外側半分にわけて矢印の方向に軽く押しながら触ります。



ポイント

- そろえた指のどれかに他と異なった硬さの
ものが触れないか
- わきの下も忘れないで、しこりがないか
触ります

③最後に「しぼってみる」

乳首を軽くつまみます。

ポイント

- 異常な分泌液が出ないか、特に血液が混ざったような液が出ないか

交流センター だいち 便



No.205

交流センターだいち
電話 34-2520
FAX 34-2521
電子メールアドレス
npo@toyooka-daichi.jp
ホームページ
<http://www.toyooka-daichi.jp>

平成31年も どうぞよろしく お願ひいたします

福島棚田オーナーの
収穫感謝祭

11月24日(土)に福島地区にある棚田の収穫祭が福島会所で開催されました。オーナーの皆様15名と福島棚田協力会の皆様50名にて盛大に行われました。

し、地元の皆様とオーナーさんとの親睦が図られました。最後には新そば粉で打ち立てのそばを皆で味わいました。オーナーさんも感激し、来年も参加を約束してくれました。皆さん、棚田で取れたお米と牡丹獅子のお土産を頂き、豊丘をあとにされました。

信州の伝統野菜伝承地に認定されている、だいちの圃場では、11月25日から「源助かぶ菜」の収穫体験を始めました。だいちではこの南信州独特の漬菜を伝えていくため、栽培を始めてから13年になります。今年も25aの圃場へ源助かぶ菜の種まきをしました。

雨などの影響で蒔つけが遅れたことで、生育が心配されましたが、天候の助けもあ

たが、例年並みの収量を確保できました。懇親会では今年度の米で作られた新酒で乾杯



源助かぶ菜
収穫・漬け体験好評

11月24日(土)に富士市吉原第三中学校で開催された「富士市吉原第三中学校りんご販売と剪定作業」は、例年並みの収量を確保できました。懇親会では今年度の米で作られた新酒で乾杯

12月1日(土)に富士市吉原第三中学校で、JA職員とふじ友の会の役員による、りんご販売が行われました。事前にご予約頂いたりんごが10トン車2台分になり、豊丘のりんごを待ち焦がれる人たちの多さにびっくりする一

年末・年始の休み
だいち
歳末大市を開催します
『お知らせ』



り収穫できる状態になりました。年々源助かぶ菜の収穫体験を希望される方が多くなり、人気の高さを感じる所です。源助かぶ菜の漬け体験として、中京圏の皆様へ提案する中で、バス70台2,200人が訪れました。試食を食べて「おいしい!」とツアーバスの声は大変うれしい声でした。漬け体験をした方々は満足なひと時を過ごされていました。

また、漬物名人になれるレシピを差し上げたため、参加者の方々は、色々な漬物に挑戦されることでしょう。この他、地元の方々を対象とした漬け体験も12月3日・4日に行い、17組の方が体験をされました。

また、吉原第三中学校の記念樹として植えてあるりんごを運ぶ作業を手伝つて頂き、午前中で販売が終了しました。

日でした。中学の生徒さんにトラックからのりんご降ろしから、購入者の車までりんごを運ぶ作業を手伝つて頂き、午前中で販売が終了しました。

こちら消防団です!!



【ストーブやファンヒーターに
燃えやすい物を近づけない】

年末年始を迎えるこの時期は空気が非常に乾燥しており、また、暖房器具を使用する機会が多いことなどから、火災が発生しやすい時期です。悲しい火災を起こさないように以下の点に注意しましょう。



【たき火をする際の注意点】

- ストーブの近くで洗濯物などを干さない。洗濯物が落ちるなどしてストーブに接触し出火する危険性があります。
- ファンヒーターの温風吹き出し口はかなり高温になるため、近くに燃えやすい物を置かない。特にヘアスプレー缶などは破裂する可能性があり大変危険です。
- 必ず事前に消防署へ届出を行なう。
- 風の強い時は絶対に行なわない。
- 水バケツや消火器などの消防用具を近くに用意する。
- 完全に消火が確認できるまで絶対にその場を離れない。
- 消火の確認や後始末は確實に行なう。

○日時	平成31年1月6日(日) 午前10時から
○場所	・ 豊丘村役場正面駐車場 ・ ゆめあるて大ホール
○その他	会場準備等のため、1月4日

日(金)の夕方から6日(日)の正午頃まで、役場正面駐車場は駐車できませんのでご理解ご協力をお願いします。

どんど焼き 消防署へ届出を!

お正月の行事として各地域で行われます「どんど焼き」は、事前に消防署への届出が必要です。

安全などんど焼き。あたたかく、やさしい火で焼いたお餅を食べて「一年間、無病息災、家内安全!」



高森消防署 電話: 35-0119

火災にご注意を!
「忘れてない? サイフにスマホに火の確認!」

平成31年 消防団出初式
式を次のとおり開催します。
当日は功労者表彰とあわせて分列行進や一斉放水などを行ないます。一般の方も見学できます。



豊丘村消防団員 隨時募集中!
(女性消防団員も募集中)

お問い合わせは 総務課 総務係 Tel35-9050 まで (どんなことでもお気軽にお問い合わせください)

情報報

今月の納税



豊丘北小学校6年
大島 沙也さん
この作品は豊丘村租税教育推進協議会長賞です。

口座引落日 12月25日(火)
納入期 12月26日(水)
納期 12月25日(火)

7期
3期
10・11月分
12月分

・集合税
・固定資産税
・水道料
・保育料

12月分

・介護保険料(普通徴収分)
・後期高齢者医療保険料(普通徴収分)

12月分

■引落日の前営業日までに口座を確認ください。

■口座の変更や内容の追加は、引落しの前月までにお願いします。

税務会計課 税務係 ☎35-9051

新成人の皆さんへ
20歳になつたら国民年金

飯田年金事務所

国民年金は、年をとつたとき、病気や事故で障害が残つたとき、家族の働き手が亡くなつたときに、働いている世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になつたら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとつたときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療広域連合は、今年度から送付する医療費通知を所得税の確定申告用紙(医療費控除)に使用できるようになります。また、特別な事情がある場合を除き、平成30年に医療を受けた全ての被保険者に対し、平成31年1月下旬及び3月下旬に、長野県下旬及び3月下旬に、長野県

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

平成31年度 地域発元気づくり支援 金の事業を募集します

県庁地域振興課

「地域発元気づくり支援金」は、市町村や公共的活動を行うNPOなどの団体が実施する「地域の元気を生み出す、モデル的で発展性のある事業」に対し助成する制度です。

■募集期間
平成31年1月4日(金)
～2月1日(金)

■応募書類の提出先
総務課企画財政係

■お問い合わせ
南信州地域振興局企画振興課
☎0265-531-0401

県庁地域振興課
☎0265-235-7021

雪による事故に十分注意
してください

■お問い合わせ
県庁危機管理防災課

冬期の大雪により、県内では雪に関連する事故が多く発しています。屋根からの落雪や、除雪作業中の事故等に十分注意してください。

安全のために、次のことを心がけて除雪作業を行いま

ていますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとつたときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療広域連合は、今年度から送付する医療費通知を所得税の確定申告用紙(医療費控除)に使用できるようになります。また、特別な事情がある場合を除き、平成30年に医療を受けた全ての被保険者に対し、平成31年1月下旬及び3月下旬に、長野県下旬及び3月下旬に、長野県

○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療広域連合は、今年度から送付する医療費通知を所得税の確定申告用紙(医療費控除)に使用できるようになります。また、特別な事情がある場合を除き、平成30年に医療を受けた全ての被保険者に対し、平成31年1月下旬及び3月下旬に、長野県下旬及び3月下旬に、長野県

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療広域連合は、今年度から送付する医療費通知を所得税の確定申告用紙(医療費控除)に使用できるようになります。また、特別な事情がある場合を除き、平成30年に医療を受けた全ての被保険者に対し、平成31年1月下旬及び3月下旬に、長野県下旬及び3月下旬に、長野県

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療広域連合は、今年度から送付する医療費通知を所得税の確定申告用紙(医療費控除)に使用できるようになります。また、特別な事情がある場合を除き、平成30年に医療を受けた全ての被保険者に対し、平成31年1月下旬及び3月下旬に、長野県下旬及び3月下旬に、長野県

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療広域連合は、今年度から送付する医療費通知を所得税の確定申告用紙(医療費控除)に使用できるようになります。また、特別な事情がある場合を除き、平成30年に医療を受けた全ての被保険者に対し、平成31年1月下旬及び3月下旬に、長野県下旬及び3月下旬に、長野県

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療広域連合は、今年度から送付する医療費通知を所得税の確定申告用紙(医療費控除)に使用できるようになります。また、特別な事情がある場合を除き、平成30年に医療を受けた全ての被保険者に対し、平成31年1月下旬及び3月下旬に、長野県下旬及び3月下旬に、長野県

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療広域連合は、今年度から送付する医療費通知を所得税の確定申告用紙(医療費控除)に使用できるようになります。また、特別な事情がある場合を除き、平成30年に医療を受けた全ての被保険者に対し、平成31年1月下旬及び3月下旬に、長野県下旬及び3月下旬に、長野県

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療広域連合は、今年度から送付する医療費通知を所得税の確定申告用紙(医療費控除)に使用できるようになります。また、特別な事情がある場合を除き、平成30年に医療を受けた全ての被保険者に対し、平成31年1月下旬及び3月下旬に、長野県下旬及び3月下旬に、長野県

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療広域連合は、今年度から送付する医療費通知を所得税の確定申告用紙(医療費控除)に使用できるようになります。また、特別な事情がある場合を除き、平成30年に医療を受けた全ての被保険者に対し、平成31年1月下旬及び3月下旬に、長野県下旬及び3月下旬に、長野県

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療広域連合は、今年度から送付する医療費通知を所得税の確定申告用紙(医療費控除)に使用できるようになります。また、特別な事情がある場合を除き、平成30年に医療を受けた全ての被保険者に対し、平成31年1月下旬及び3月下旬に、長野県下旬及び3月下旬に、長野県

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係
☎026-2229-5320

○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○納付猶予制度

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」とは、30歳未満であった期間が対象となります。

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

登録していない象牙を売ることは違法です！

分割されていない全形を保持した一本牙の象牙は、所持しているだけであれば違法ではありませんが、登録されていない象牙を売ったりあげたりするのは違法になります。

近年、資産処分や相続者が遺品を整理する際に、所有している象牙を登録せずに古物商やリサイクルショップ等に売却し、警察に摘発される事例が全国的に増加しています。未登録の象牙をお持ちの方は、まずは下記までご連絡ください。

※全形を保持した象牙のみが登録対象。
印鑑やアクセサリーなどの象牙製品は登録対象外です。

※所有者死亡による近親者への相続は違法になりません。ただし、その後販売等をする場合にはあらかじめ登録が必要です。

【連絡先】
象牙在庫把握キャンペーン事務局
TEL: 03-6659-4660
(土日祝日を除く10時~17時)

【参考URL】
<https://www.env.go.jp/press/uploadfile/104480/106754.pdf>

県庁自然保護課 ☎026-235-7178

定例相談 ●秘密厳守・相談無料●

行政相談(定例)・くらしの相談

- 日 時 1月28日(月)午後7:00~9:00
- 場 所 介護予防拠点施設「はつらつ」
- 相談員 行政相談委員(福澤英夫)、民生児童委員

行政相談(随時)

- 相談員 福澤英夫(行政相談委員)
(自宅 TEL35-5932)
- 内 容 国の仕事など行政全般に対する苦情や要望など

高齢者福祉

- 各地区的民生児童委員
- 健康福祉課福祉係(TEL35-9060)

在宅介護・介護保険制度

- 在宅介護に関する相談
地域包括支援センター(TEL35-9064)
- 介護保険料及び納入方法に関する相談
健康福祉課介護保険係(TEL35-9060)

障がい者福祉

- 障がい者の生活・障害者手帳・支援費制度・補装具・各種手当等に関する相談
健康福祉課福祉係(TEL35-9060)
- 身体障がい・知的障がいに関する相談
飯伊圏域障がい者総合支援センター(TEL24-3182)

児童福祉・子育て

- 児童福祉・子育てに関する相談
健康福祉課福祉係・子育て支援センター(TEL35-9060)
- 18歳未満の子どもに関する相談
飯田児童相談所(TEL25-8300)

結婚相談

愛ねっと北部(北部地区結婚相談所)

- 開所日:月~金、第2・第4土・日曜
(午後1時~午後6時)

人権問題

- 飯田人権擁護委員協議会
(TEL22-0045)

(豊丘村人権擁護委員:松下泰見・宮下純子)

労働相談

南信労政事務所

- 【午前8:30~午後5:15】
(TEL0265-76-6833伊那市)

結婚相談

愛ねっと北部(北部地区結婚相談所)

- 開所日:月~金、第2・第4土・日曜
(午後1時~午後6時)

遺言相談

- 日 時 月~金【午前9:00~午後5:00】

- 場 所 飯田公証役場
(TEL23-6502)



放送大学に入学しませんか ただいま2019年4月入学生募集中！

放送大学はテレビ・インターネットを使って自宅で学べる正規の大学です。
学位取得はもちろん、キャリアアップや自己実現など、生涯学習を目指す方をサポートします。
この機会にあなたも放送大学で学んでみませんか。

●学びをサポートする6つのポイント●

■ポイント1 学ぶ意欲が入学資格！学力試験はありません

15歳以上の方なら、学力試験はなく、書類選考のみで入学できます。(卒業を目指す方は18歳以上で大学入学資格が必要です。)大学卒業資格を得るために学ぶ方はもちろん、キャリアアップや知識を深めるために必要とする科目だけを学ぶ方もいます。

■ポイント2 テレビ等による放送授業だけじゃない！スマホやパソコンでいつでも！

放送授業はBS放送などの受信環境があればどなたでも見ることができます。また学生の方はインターネットでいつでもどこでも受講できます。学習センター、サテライトスペースでも放送授業を視聴できます。

■ポイント3 大学卒業(学位取得)や資格取得を目指せます

4年以上在学し所定の124単位以上を修得すれば、普通の大学と同様の学士の学位を取得できます。認定心理士などの資格取得に対応した科目も開設しているほか、修士や博士を目指す大学院もあります。
【教養学部6つのコース】
生活と福祉・心理と教育・社会と産業・人間と文化・情報・自然と環境

■ポイント4 1科目から学べます 半年だけの在学もOK！

一流の講師による多彩な約300の科目があり、1科目から学ぶことができます。人気の心理学をはじめ、外国語も充実。学ぶ目的に応じてお選びください。
「資格に必要な単位だけとりたい」「入ってみたいけれど続けられるかわからない」という方は、半年だけ在学することもできます。

■ポイント5 負担が少ない授業料が魅力です

授業料はテキスト費込みで1科目(2単位)11,000円。入学料も含めリーズナブルな費用で学べます。また半年ごとに受講する科目的授業料だけを払う仕組みも魅力のひとつです。

区分	入学料	授業料
4年以上在学して卒業を目指す	全科履修生	24,000円
1年間 在学	選科履修生	9,000円
半年間 在学	科目履修生	7,000円
		1科目(2単位)
		11,000円

■ポイント6 全国に学習センターがあります！

全国57箇所にミニキャンパスといえる学習センターやサテライトスペースがあり、講師から直接講義を受ける面接授業だけでなく、サークル活動といった学生同士の交流も行われています。
また、全国の面接授業を受けることができます。その土地ならではの面接授業も楽しみの一つです。

資料を無料進呈いたします。お気軽にお問い合わせください。

【出願期間】第1回: 2018年12月1日~2019年2月28日 · 第2回: 2019年3月1日~3月17日

資料請求・お問い合わせ:

放送大学長野学習センター

〒392-0027 長野県諏訪市湖岸通り5-12-18(諏訪市文化センター敷地内)

TEL. 0266-58-2332 Fax. 0266-57-1135

放送大学ホームページ (<https://www.ouj.ac.jp>) ※「放送大学」で検索！

保育園どれみ

No 208
北保育園から



☆堀越のお山は面白いな!



☆水の流れる音がするよ!



☆保育園の大根、おいしいよ



☆大きな大根とれたぞ~~



☆サッカー楽しかつた~!!



☆おいしいりんごをありがとう★

在籍園児数 H30.12.1現在

	未満児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
北保育園	28	14	14	28	84
中央保育園	34	22	29	31	116
南保育園	14	11	13	6	44
合計	76	47	56	65	244



豊丘村キャラクター
「だんQくん」

広報とよおか 2019.1

■通巻334号

●人の動き● H30.12.1現在(前月比)

人口 : 6,745人 (± 0)	住民異動届(11月中)
男 : 3,355人 (+ 1)	転入 : 17人
女 : 3,390人 (- 1)	転出 : 13人
世帯 : 2,152戸 (± 0)	出生 : 4人
	死亡 : 8人



豊丘村ロゴマーク

●編集・発行●

豊丘村役場 総務課 企画財政係

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神籠3120番地

電話 0265-35-3311(代表) / FAX 0265-35-9065

ホームページ <http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp>

電子メール info@vill.nagano-toyooka.lg.jp

■印刷／龍共印刷株

